

円借款評価有識者委員会※の役割

「円借款評価有識者委員会」は、外部委員および内部委員による円借款事業の評価方針・方法・体制、評価結果等の検証を通じて、一貫した評価体制の充実、評価手法の改善による円借款事業の改善、事後評価結果の客観性向上をはかることを目的として、2002年度に設立されました。同委員会は当行の専任審議役を委員長として、外部の有識者（下記参照）を含む20

名の委員により構成されています。委員会では評価体制、評価制度、評価手法、フィードバック、広報、評価能力向上等について幅広く多様な視点で検討が行われています。当行では、委員会で議論された内容を円借款業務に反映させ、事業評価の改善に努めています。委員会の議事概要は当行ホームページに掲載されています。

※2006年度に「円借款事後評価フィードバック委員会」より名称変更

円借款評価有識者委員会 外部委員一覧

氏名	役職名	略歴
池上 清子	国連人口基金 東京事務所 所長	国連難民高等弁務官事務所、ニューヨーク国連本部、ジョイセフ、国際家族計画連盟等を経て、2002年9月より現職。また外務省ODA評価有識者会議委員等に従事。
今松 英悦	毎日新聞社 論説室 論説委員	毎日新聞東京本社編集局経済部、大阪本社編集局経済部、東京本社編集局編集委員等を経て、2000年4月より現職。現在、金融審議会臨時委員、財政制度等審議会臨時委員等に従事。
岡本 義朗	三菱UFJリサーチ & コンサルティング 公共経営・公共政策部 主任研究員	三和銀行等を経て、2005年から現職。日本評価学会理事、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会臨時委員などを務める。
澤田 康幸	東京大学大学院 経済学研究科准教授	東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻助教、同大学経済学研究科助教を経て、2007年4月より現職。国際学術雑誌Asian Economic Journalの編集委員、経済産業研究所(RIETI)のファカルティフェローなどを務める。
高橋 清貴	特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター 調査研究・政策提言担当 / 恵泉女学園大学人間社会学部 国際社会学科准教授	株式会社第一医療施設コンサルタンツ、オックスフォード大学難民研究所研究生、早稲田大学法学部非常勤講師等を経て1995年8月より現職。JICA社会環境ガイドライン改訂委員会委員に従事。
林 寛爾	日本経済団体連合会 国際第二本部国際協力グループ長	日本経済団体連合会(日本経団連)の経済協力部、アジア部、国際協力本部、社会本部などをを経て、2006年6月より現職。
三浦 和紀	国際協力機構 企画・調整部 事業評価グループグループ長	国際協力事業団(当時)に入団後、医療協力部、無償資金協力部、外務省経済協力局無償資金協力課等を経て、2006年8月より現職。
三竹 育男	日本水道協会 研修国際部 国際専門監	横浜市水道局IWA世界会議誘致担当、横浜市水道局国際協力専門委員等を経て、2007年4月より現職。当行のネパールおよびインドの水道事業における案件支援調査(SAPI)に従事。
牟田 博光	東京工業大学 理事・副学長	文部省(当時)国立教育研究所主任研究官、東京工業大学工学部教授等を経て、2007年12月より現職。ODA総合戦略会議委員、国際協力機構外部有識者事業評価委員長等を歴任。

※50音順、敬称略(2007年9月時点)



第12回円借款有識者委員会(2007年12月)の様子

円借款評価有識者委員会からの提案と当行の対応状況

1. 評価制度

委員会提案	対応状況
事前評価の強化 上位目標・事業目標を意識して整理し、インパクトレベルを含め、開発効果を指標に基づいて継続的にモニターすることが必要。[2002年度]	・事前評価の改善や案件監理に使用する統一フォーム導入等により、一貫したモニタリング体制を構築。[2003年度から] ・受益者調査リファレンス(案)を作成し、事前評価の段階から受益者のニーズを検証。[2006年度から]
中間段階での評価 ・中間段階での評価により、事業を改善することが必要。[2003年度] ・中間レビューでは、有効性の発現の検証のみならず、中間段階で必要な見直しなどを導き出すことが重要。[2005年度]	・中間レビューを導入。[2004年度から] ・中間レビューにおいて、事業効果の発現に影響を及ぼしうる事項や改善点を導出すべく、ガイドライン作成を検討。[2005年度から]
評価結果のフォローアップ レーティングの低い事業は結果のフォローアップを行うべき。[2004年度]	必要に応じ援助効果促進調査(SAPS)を行うとともに、開発途上国によるモニタリングの成果を完成後7年目の事後モニタリングで確認。[2004年度から]
幅広い層の評価への参加 評価専門家のみならず、幅広い層の評価への参加を促進すべき。[2002年度]	評価に有識者(マスコミ、大学、NGO等)が参加。また、広範な関心を呼び起こすべく著名人による一般の目からの視察を実施。[2004年度から]

2. 評価手法

委員会提案	対応状況
事後評価の改善 開発が住民の生活改善に果たした役割を評価すべき。[2002年度]	・テーマ別評価で、開発事業の貧困削減効果について定量分析を含め複数の評価手法を開発。また、個別事後評価において、受益者調査方法の改善等により、事業が住民の生活に与えた効果を分析。[2003年度から] ・受益者調査リファレンスを作成、試行中。[2006年度から]
MDGs達成への貢献 2005年レビューに向けてミレニアム開発目標(MDGs)達成への貢献度を示せるような評価を実施すべき。[2003年度]	・個別事後評価の改善に加え、インパクト評価等を実施。[2003年度から] ・利用価値の高いインパクト評価のため研究会を設置。[2007年度]
過去レーティング JBICの10年前の評価基準と比べてどの程度改善したかがわかるとよい。[2005年度]	2003年度以前の個別事後評価結果に基づき、さかのぼってレーティングを実施。[2005年度から]
妥当性の再検討 開発計画等の妥当性があるのは当然であり、支援の妥当性等新しい基準を盛り込むべき。[2006年度]	過去のレーティング結果に基づく調査・分析より、妥当性を含むレーティング基準について新25項目評価を試行的に実施。[2007年度から]

3. 国内外への広報

委員会提案	対応状況
広報の工夫 ・説明責任を果たすために一層踏み込んだ広報の工夫が必要。また、相手国国民への裨益、インフラ整備の重要性を評価結果として発信していくべき。[2002年度] ・幅広い層への広報が重要。[2005年度] ・インパクト評価等アカデミックな評価について、世界銀行等マルチドナーへの広報活動を積極的に行うべき。[2006年度]	・評価報告書を全面改訂すると同時にレーティングを導入。また、評価報告書の幅広い配付や評価活動をわかりやすく紹介するパンフレット作成等により、開発事業の効果を内外に広く発信。[2004年度から] ・事業効果について広範な層の関心を呼び起こすべく有識者、著名人による視察を実施。[2005年度から] ・ペルーの「貧困地域における生活環境改善・生計向上」等、当行のインパクト評価の取組みをマルチドナー会合で発信。[2006年度]

4. 評価能力開発

委員会提案	対応状況
開発途上国との政策対話・能力向上 開発成果の持続的発現のためには、開発途上国側の努力が必要であり、評価過程での開発途上国の参画・対話が重要。[2002年度]	・合同評価やフィードバック強化を通じて対応。[2004年度から] ・インドネシア国家開発企画庁(BAPPENAS)、フィリピン国家経済開発庁(NEDA)と評価・モニタリングにかかる業務協力協定を締結。[2006年度] ・ベトナム計画投資省と同様の業務協力協定を締結。[2007年度]
評価結果の活用 評価結果の蓄積を活用し、円借款業務に役立つものに工夫していくべき。[2004年度]	早稲田大学との共同研究を実施。[2004年度]

円借款評価有識者委員会から － 評価業務の改善に向けて －

円借款評価有識者委員会は「円借款事業評価報告書2007」を中心に、国際協力銀行（JBIC）のODA業務にかかる評価業務について検討を行った。本意見書は外部委員からの意見や提言を中心にとりまとめたものである。

1. 「円借款事業評価報告書2007」について

(1) 対話型の報告書をめざして

今年度の報告書も全体としてよくまとまっており、内容も充実している。しかし、読者は誰かということに一層配慮する必要がある。報告書を市民との対話のツールとして使うことを考えた時、一層の工夫の余地がある。国民一般の方に読んでほしいという姿勢を示し、対話を促すような記述になるように工夫してほしい。また、内容はそれぞれ豊富ではあるが、盛りだくさんで全体として言いたいことが伝わりにくい面もあるので、対話のツールとしての要約版を作成し、活用することも考えてほしい。

(2) 著名人評価について

著名人に評価をお願いすることは、読者にとって報告書を身近に感じられる点で有意義である。UNFPA親善大使の有森裕子氏が行った著名人評価について、本人より以下のコメントがあったので伝えたい。

「ベトナム視察前は、ハードインフラの援助についてネガティブな印象だったが、現地に行き、その印象が変わった。その理由は、援助のプログラム・アプローチを実際に見ることができたためである。たとえば、保健医療分野において、病院にはJICAによる支援が入り、病院へのアクセスはJBICが支援した道路案件により大幅に改善されている。さらには、生まれたばかりの赤ちゃんを救うための保育器の供与をUNFPAが担当していた。このように現地では援助機関間の協力・連携の実践の現場を見ることができ、ハードインフラへの印象が変わるきっかけとなった。」

2. 報告書の内容について

(1) Millennium Development Goals (MDGs) への取組みと評価について

海外経済協力業務実施方針の重点分野でも貧困削減への支援が1番目に挙げられるなど、MDGsへの取組みが重視されているにもかかわらず、報告書での記載が十分ではない。個別事業の評価の「妥当性」あるいは「有効性」といった項目の中でも、どのようにMDGsの達成へ事業が貢献したのか、言及されていない。新たに試行、検討を進めている新

25項目評価制度においては、MDGsへの貢献が25項目中、一つの項目とされているが、課題別のアプローチ、成果主義（Result Based）が開発援助の潮流になっている中、重み付けの問題はあるとしても、他項目と同じ扱いでは不十分ではないだろうか。事後評価の段階、あるいは事業形成の段階において、事業がMDGsのどの目標に貢献したのか、あるいはどの目標への貢献を目的とする事業なのか、ということについてさらに検討するべきである。

また、個別事業の事後評価においても、MDGsという観点からの記述、分析が弱い。例えば、フィリピンの電力案件では、料金値上げが行われ実施機関として財務体質の改善が図られたという記述はあっても、その値上げによりMDGs達成において、どのような影響があったのか、といった分析、記述が足りない。今後はよりMDGsの視点からの評価を行うべきではないだろうか。

(2) レーティングが「D」案件の評価結果について

アフリカの「D」案件のうち、2案件は実施途中で中止されたものであり、中止が理由となって「D」判定となっている。しかし、インフラ事業においては、長期にわたって事業を実施するため、途中でやめざるを得ないような状況が発生することもあるだろう。その場合、適切な分析、協議を経て、事業の中止の判断を行うことは、必ずしも悪いことではなく、むしろ、より適切な判断を迅速に下し、将来の損失を少なくすることが重要である。このような理由で中止した案件については現行の4段階評価を行うことは難しく、評価対象外案件という扱いでもよいのではないだろうか。また、中止案件がレーティング「D」となると、中止すべき事業であっても、最後までやり終えようという負のインセンティブとなってしまうことが懸念される。同種案件については、レーティングの判定基準について再考願いたい。

また、「D」判定となったチュニジア「バルバラ灌漑事業」についても一概に悪い案件とは言えない。現地視察をした際、事業対象地域の一部においては、現地政府、JBICによる資金、JICAの技術協力等により効果の発現が促されている現場を確認することができた。今後、新JICAにおいては、さまざまな援助のスキームを用いることにより、事業の改善をはかることができるようになるのではないだろうか。

(3) レーティング「D」案件の教訓と今後のフォローアップについて

2007年度の事後評価において、アフリカの6件中3案件が「D」というレーティング結果になっている。2006年度報告書に過去のアフリカ案件の総括調査が掲載されており、インフラ事業が経済活動の活発化に貢献しているが、運営・

維持管理の不徹底等、持続性に問題があり、当初想定した効果が発現していない場合があるなどの課題が挙げられている。また、「D」案件ではないが、過去の事後評価の結果を活用した事業の改善の事例については、評価報告書に記載してある。しかし、アフリカ向けODA倍増の表明等により、今後はよりアフリカへの支援が強化されていくなか、過去の案件の分析を一層深め、今後のアフリカ向け援助の取組みをどのように改善していくのか、事業のフォローアップを如何に実施していくのかについての検討に生かすべきである。

また、レーティング「D」の案件について、反省と同時に、今後の対応については援助効果促進調査（SAPS）なども使いながら、事業の実施主体である相手国実施機関とともに検討することが必要であり、評価時点で具体的に示すことは難しいとはいえ、JBICとしてどのように対応するつもりなのか、併せて記載できればすべきであろう。今後、新JICAの発足により、資金協力、技術協力の複数の援助スキームを組み合わせることで、評価結果が悪い事業においても、その後少し手を加えることによって、事業の改善をはかることができるようになるのではないと思われるが、新JICA発足により、そのような展開が可能となることを期待している。

3. 今後の評価の仕組みについて

(1) 新JICAにおける評価制度について

新JICAの発足により、さまざまな援助ツールを用いることが可能になり、より効果的な援助を行うことが可能となる。新JICAにおいて、どのような項目、手法にて評価を行うかということを検討し、今後はより連携を深めていってほしい。評価項目やレーティングの方法についても、両機関のそれぞれの優れたところを採って、効果的な評価制度を確立していくことが重要である。

円借款、技術協力、無償資金協力それぞれのプロジェクトの評価ではなく、円借款、技術協力、専門家派遣、無償資金協力を組み合わせたものを一つの単位として評価していくことも可能となるであろう。新JICA発足に向け、個別事業評価に加え、プログラム、セクター、課題、テーマ等の切り口でどのように開発成果を評価していくかということも今後の課題としてほしい。

(2) インパクト評価体制の強化について

国際援助潮流を主導するための情報発信、つまり知的発信の強化は重要である。発信を行うためには、知的生産が必要であるが、JBICの実施する事業、特にインフラ事業のインパクトを適切に評価し、発信していくことが重要となる。インパクト評価についてはその評価手法、ツールの開発を行う必要がある。今まではおもに教育、マイクロファイナンスの分

野において精緻なインパクトを測定するために、開発経済の分野にて手法の開発が行われてきたが、今後はインフラ事業においても、同様に手法の開発が必要である。昨年JBICで実施したペルー「貧困地域における生活環境改善・生計向上」はインパクト評価の好例である。

案件形成においてもインパクト評価の活用が可能であり、パイロット事業の事業効果を適切に分析し、事業効果の検証を十分に行ったうえで事業のスケールアップを行うことが重要である。案件形成時にインパクト評価を適切に実施できるように案件のデザインを工夫すべきである。

新JICAにおいては、インパクト評価に取り組むために、研究所においてインパクト評価を担当するユニットを形成するなど、恒常的な組織対応が必要である。

4. ベトナム カントー橋崩落事故に関して

2007年度にはカントー橋崩落事故という円借款事業で過去最大の不幸なできごとがあった。この評価、分析、対策については評価報告書内で言及すべきであろう。2007年末現在において、日本政府側、ベトナム側でそれぞれ検討委員会を設立し、再発防止策、案件監理についても検討中であり、また、JBICのホームページを活用し情報発信をしているが、現時点で原因究明中ということもあり、まだ不十分である。時々刻々と情報が変わる部分もあるため、報告書への記載の時期については慎重に考える必要があるが、可能な範囲でできるだけ早く、適時の情報発信、迅速な対応といった姿勢を見せることがアカウンタビリティを考える上で重要だと思われる。

カントー橋崩落事故に関する当行の対応について

現在（2008年2月）、外務省において「カントー橋崩落事故再発防止検討会議」が開催されており、当行からも担当理事が委員として参加しています。当行においても安全対策委員会を設置し安全対策強化に向けた改善策の検討等に真摯に努めてまいります。
(<http://www.jbic.go.jp/japanese/base/report/index.php>)

